

第 12 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 75 号)第 10 条

(2) 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和 7 年熊本県条例第 13 号)第 13 条

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 83 号)の一部を次のように改正する。

第 42 条第 1 項中「法第 33 条の 10 各号」を「、法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年熊本県条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待等の禁止)

第 3 条の 2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 5 条第 3 項中「第 15 条の 2 第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改める。

第 15 条を削り、第 15 条の 2 を第 15 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必

要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。